





(施行期日)  
**第一条** この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

**附 則** **（平成一七年四月二〇日法務省令第六三号）**

1 この省令は、公布の日から施行する。  
 船舶登記規則、農業用動産抵当登記規則、建設機械登記規則並びに不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令の規定は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の施行の日（平成十七年三月七日）から適用する。

**附 則** **（平成一八年二月九日法務省令第一五号）抄**

(施行期日)  
**第一条** この省令は、会社法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則** **（平成一八年三月二九日法務省令第二八号）抄**

(施行期日)  
**第一条** この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

**附 則** **（平成一九年七月二二日法務省令第四六号）抄**

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成二十年七月二十二日から施行する。

**附 則** **（平成二三年三月二五日法務省令第五号）抄**

(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中不動産登記規則第六十四条、第六十九条、第一百八十二条の二及び別記第六号の改正規定、第八条の規定、第十条中船舶登記規則第四十九条の改正規定（同令第百九十五条を削る改正規定を除く。）、第十二条中農業用動産抵当登記規則第四十条の改正規定（同令第百九十五条を削る改正規定を除く。）、第十二条の規定並びに第十四条の規定 平成二十三年六月二十七日

**附 則** **（平成二七年九月二八日法務省令第四三号）**

(施行期日)  
**第一条** この省令は、不動産登記令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十七年十一月二日）から施行する。

**（経過措置）**

2 この省令の施行前にされた登記、筆界特定、抵当証券交付、抵当証券の記載の変更及び鉱害賠償の登録の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六条、第三十七条の二及び第四十四条第二項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）並びに第二百九条の規定、第二条の規定による改正後の抵当証券法施行細則第二十二条（同令第五十三条において準用する場合を含む。）の規定、第三条の規定による改正後の鉱害賠償登録規則第二十条の規定、第四条の規定による改正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第五条の規定による改正後の船舶登記規則第二十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** **（令和二年三月三〇日法務省令第八号）**

(施行期日)  
**第一条** この省令は、令和二年三月三十日から施行する。

**（経過措置）**

2 この省令の施行前にされた登記、筆界特定及び鉱害賠償の登録の申請並びに登記識別情報に関する申出及び請求については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十五条、第六十五条及び第六十八条（これらの規定をこの省令及び他の法令において準用する場合を含む。）並びに第二百九条の規定並びに第二条の規定による改正後の鉱害賠償登録規則第二十条の規定並びに第三条の規定による改正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第四条の規定による改正後の船舶登記規則第二十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** **（令和五年三月一〇日法務省令第六号）抄**

**（施行期日）**

1 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

**附 則** **（令和六年三月一日法務省令第七号）抄**

(施行期日)  
**第一条** この省令は、民法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。